



国内陸運業の会社設立の注意点

1. 外国企業は不可
2. 証明文付き申請書（公文書）2部
3. 会社登記証明書（商務省からの発給 90 日以内のもの）ナンスーラブロン
4. 営業目的（荷物輸送を含むこと）ワトゥパソン
5. 基本定款 ポリコンソンティ
6. 会社創立総会議事録または定款 コーバンカップ
7. 株主名簿（商務省からの発給 90 日以内のもの）バンチー ライ チュー プー トゥ フン
8. 役員全員分の ID カード及び住居登録書（タビアンバーン）の写し
9. 委任状
10. 輸送依頼契約書か輸送費領収書や請求書、あるいは荷物輸送業務の引き受けを示すその他の証拠を添付した荷物輸送業許可申請説明書
11. 使用許可申請する全ての車輛の登録簿の写し、もしくは車輛メーカーからの車輛販売通知書または車輛メーカーからの車台番号通知書
12. 使用許可申請する全ての車輛を保管、修理、保全する場所として使用する場所の地権及び地主からの場所使用承諾書（5年以上の契約であること）及び地主の ID カードと住居登録書（タビアンバーン）及び場所の写真2枚（異なる角度のもの）※但し、その土地は使用許可申請する全ての車輛台数に対し、保管、修理、保全に十分な空きスペースが確保されていなければならない。（基準は1台あたり50平米）
13. 事務所の写真計2枚（会社名の表示が写っている外観写真1枚及び事務所内の内部写真1枚）
14. 株主名簿のタイ人側の株主に法人がある場合は、その会社の会社登録証明書及び株主名簿が必要
15. タイ国運輸省の認可が必要

《所要期間》

- 1ヶ月